

平成26年9月12日
内閣府（防災担当）
総務省消防庁
経済産業省

感震ブレーカー等模擬試験の実施に係る 協力事業者の募集について

平成26年9月10日に開催された「大規模地震時の電気火災の発生抑制に関する検討会（第1回）」において、「感震ブレーカー等の模擬試験」を実施することとなりましたので、下記のとおり協力事業者を募集します。

1 趣旨：

大規模地震時の電気火災の発生抑制に効果があるとされる感震ブレーカー等には、様々な種類や仕様があります。これらの感震ブレーカー等をカテゴリー区分毎に整理し、通電の遮断状況を再現し出火防止の考え方を確認するため、検討会において簡易な模擬試験を実施します。

つきましては、模擬実験へのサンプルの提供等に御協力いただける事業者を募集いたします。

2 募集期間：平成26年 9月12日（金）～9月25日（木） 17時まで。

3 募集対象：

1) 原則として、平成26年9月1日（月）現在で市販されている製品。

2) 想定しているカテゴリーは以下のとおりです。

①簡易タイプ：地震時において、標準的なブレーカーの電源遮断を補助するための機能を有するもの

②局所タイプ：地震時において、コンセント等の局所部分で自ら電力供給を遮断する機能を有するもの

③分電盤タイプ：地震時において、自ら電力供給を遮断又は電力供給の遮断を回路で制御できる機能を有するもの

④総合タイプ：自ら電力供給を遮断する機能を有するか、電力供給の遮断を回路で制御できる機能を有し、家屋内の全ての回線について、

発災時に遮断される回線と遮断されない回線の制御が可能であるもの

- 4 応募方法：募集期間中、下記の送付先へ製品概要を確認できる資料（パンフレット等）3部を、名刺等担当者とその連絡先が分かるものを同封の上、郵送してください。（当日消印有効）

〈送付先〉：〒100-8914

東京都千代田区永田町 1-6-1 中央合同庁舎第8号館
内閣府政策統括官（防災担当）付
参事官（調査・企画担当）付

- 5 選考方法：送付された資料を確認のうえ、模擬試験に用いる製品を選考します。
なお、応募者多数の場合は、感震ブレーカー等のカテゴリー、製品の仕様・構造等に応じて試験に用いる製品を第2回検討会（平成26年10月15日開催）において選定します。

- 6 選考通知：平成26年10月17日（金）までに担当者まで連絡いたします。

7 備考：

- ・模擬試験の様態、試験結果については、原則として公開対象となります。
- ・試験に提供された製品は、試験終了後に返却をさせていただきますが、試験に伴う消耗・損傷が生じた場合においても、製品に対する弁償はいたしかねる点について、あらかじめ御了解の上、御応募ください。
- ・当該試験は、検討会における感震ブレーカー等のカテゴリー区分の検討等を目的に実施する模擬的な試験であり、協力事業者が試験結果を当該製品の性能評価や自社の販売促進等に用いることはできません。なお、試験中に提供された機器の作動に支障が生じた場合であっても、当該製品の販売を妨げるものではありません。
- ・詳細な試験の実施方針については、別添資料を参考にしてください。

〈本件問い合わせ先〉

内閣府政策統括官（防災担当）付
参事官（調査・企画担当）付

参事官補佐 田村 英之

主査 杉本 正和

電話：03-3501-5693

FAX：03-3501-6820

模擬試験の実施について

1. 目的

カテゴリー区分毎に設置した感震ブレーカー等に対して、通電の遮断機構を再現、出火防止の考え方を整理するため、振動台の上に模擬的な居室の壁を作成し、その挙動を検証・確認する。

2. 方法

カテゴリー毎に2事業者（製品）程度を選定する。振動台の上に模擬的な居室の壁を作成し、感震ブレーカー等をカテゴリー区分毎に設置し、通電の遮断機構を再現するような振動を与え、通電の遮断機構を再現する。

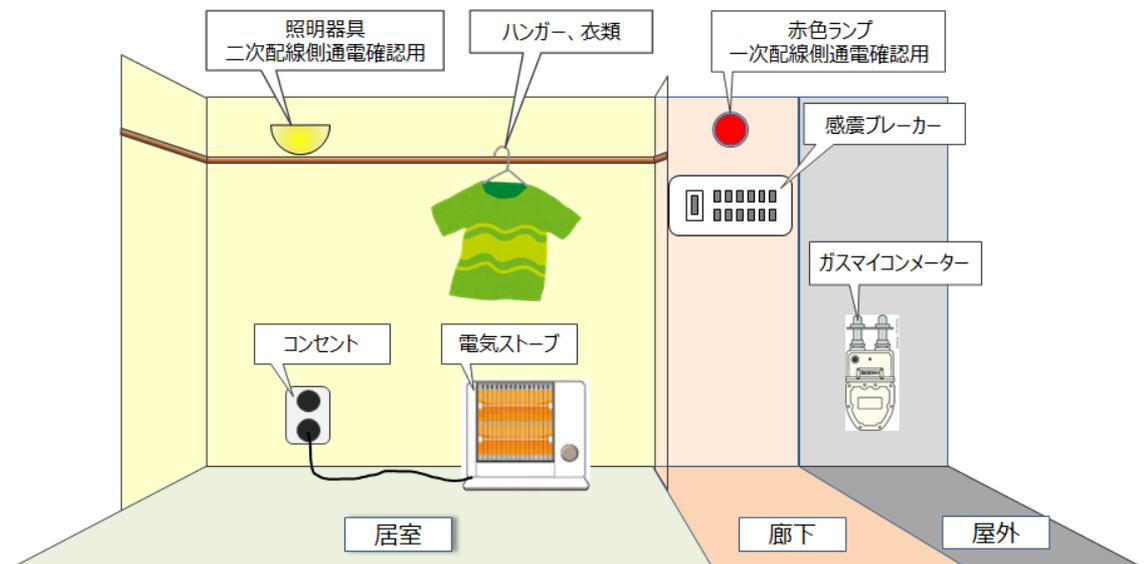
〈カテゴリー区分〉

- ・簡易タイプ
- ・局所タイプ（コンセントタイプ）
- ・配電盤タイプ
- ・総合タイプ

〈振動条件（想定）〉

- ・不動作試験：加速度 80gal、周期 0.5 秒の正弦波による 20 秒間の振動
- ・作動試験：加速度 250gal、周期 0.5 秒の正弦波による 20 秒間の振動
- ・その他、多様な位相を含む波形

〈試験イメージ〉



3. 日時、場所

日時：平成26年10月24日（金）

場所：一般財団法人建材試験センター中央試験所（草加市）

4. 協力事業者の公募と選定について

感震ブレーカー等の模擬試験を行うにあたり、感震ブレーカー等の提供及び試験に協力していただける事業者（製品）を募集する。

模擬試験の様相及び試験の結果を報道機関に公開することについても了解の上応募願う。

応募者が多数の場合は、感震ブレーカー等のカテゴリー、製品の仕様・構造等に応じて、試験に用いる製品を次回（第2回）の検討会において選定する。

なお、当該試験は、内閣府における感震ブレーカー等のカテゴリー区分の検討を目的として実施するものであり、協力事業者が当該試験結果を用いて、例えば日本消防設備安全センターの推奨申請等に用いることはできない。

5. 試験及び結果の公開

模擬試験の様相及び試験の結果は、原則として報道機関に公開する。